

令和6年度における日本司法支援センターの 中小企業者に関する契約の方針

日本司法支援センター

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号。以下「官公需法」という。)第5条の規定に基づき、令和6年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針(令和6年4月19日閣議決定。以下「基本方針」という。)に即して、令和6年度における日本司法支援センターの中小企業者の受注機会の増大を図るための方針(以下「本方針」という。)を次のとおり定める。

第1 中小企業者の受注機会の増大の目標に関する事項

1 中小企業者向け契約目標

令和6年度における官公需予算総額に占める中小企業者向け契約比率については、基本方針の目標である61%を上回ることを目標として、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

2 新規中小企業者向け契約目標

中小企業者向け契約目標のうち、新規中小企業者の契約比率については、基本方針の目標である3%を上回ることを目標として、新規中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

第2 中小企業者の受注機会の増大のために講ずる措置に関する事項

中小企業者の受注機会の増大を図るため、基本方針に則すとともに、次のとおり取り組むものとする。

1 官公需情報の提供の徹底

一般競争入札、企画競争又は公募(以下「一般競争入札等」という。)による発注に関連する情報及びそれらに係る落札結果等に関する情報について、ホームページへの掲載により中小企業者に提供するよう努めるものとする。

また、物件等の発注を行う際には、性能、規格等の必要な事項について、仕様書に明記することにより、十分な説明に努めるものとする。

2 官公需に関する相談体制の整備

本部総務部財務会計課(以下「財務会計課」という。)において、中小企業者

からの官公需相談に適切に応じ、官公需情報、入札に関する手続などの情報を提供するなど、必要な指導に努めるものとする。

3 総合評価落札方式の適切な活用

総合評価落札方式による競争の際、透明性を確保するために品質・機能の水準等を明確にした発注仕様書を作成するものとする。

また、同方式の活用にあたっては、審査項目の設定方法等についての検討を行う。

4 適正な納期・工期・納入条件等の設定

物件等の発注にあたっては、政府が進める「働き方改革」関連の取組や関係省庁からの要請等に留意しつつ、発注見通しの公表、早期発注等の取組により平準化を図り、適正な納期・工期を設定し、中小企業者が十分対応できるよう配慮するものとする。

併せて、発注時期の平準化等の状況をモニタリングするなど、受注する中小企業者が長時間労働せざるを得ないような発注・契約の実態把握に努めるものとする。

5 一括調達における調達・契約手法の配慮

一括調達を行う際には、経済合理性に留意しつつ、適切な調達品目の分類化を行い、対象品目を選定するとともに、適切な配送エリアの設定を行うよう努めるものとする。

6 一般競争入札等における下位等級者の参加の推進

一般競争入札等による競争参加資格の設定に際しては、予定価格に対応する等級の者に加え、一等級又は二等級下位の等級者の競争参加が可能となるよう弾力的な運用に努めるものとする。

7 小企業を含む小規模事業者の特性を踏まえた配慮

契約内容の履行の確保を行う観点から、一般競争入札等の際には、適切な地域要件を設定するとともに、総合評価落札方式による競争の際に、地域への精通度等に加え、迅速性や融通性等を評価項目として考慮することに努めるものとする。

8 地域の中小企業者等の積極的活用

地方事務所等において消費される調達について、少額の随意契約による場合には、当該事務所管内の中小企業者を見積先を含めるよう努めるものとする。

9 事業継続力が認められる中小企業者に対する配慮

自然災害等の発生においても安定的な供給体制の確保が必要とされる調達を行う際には、中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づく「事業継続力強化計画」又は「連携事業継続力強化計画」の認定を受けた中小企業の積極的な活用を図るものとする。

10 適正な予定価格の作成

需要の状況、原材料及び人件費（社会保険料（事業主負担分及び労働者負担分）相当額を適切に含み、かつ、各都道府県における最低賃金額の改定も反映した額）等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切に予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要の状況等を考慮するよう努めるものとする。

11 労務費、原材料費、エネルギーコスト等の上昇への対応

労務費、原材料費、エネルギーコスト等の実勢価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について、契約後の状況に応じた必要な契約変更の実施も含めて、コストの増加分について適切な価格転嫁を行う。

12 東日本大震災の被災地域等の中小企業者に対する配慮

被災地域における需給の状況、原材料及び人件費等の最新の実勢価格等を踏まえた積算に基づき、消費税及び地方消費税の負担等を勘案し、適切な予定価格を作成するものとする。

なお、燃料や原材料等の市況価格の変動が激しい商品については、特に最新の実勢価格や需要状況（例えば季節要因）等を考慮するよう努めるものとする。

13 令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年能登半島地震の被災地域の中小企業者に対する配慮

令和 2 年 7 月豪雨及び令和 6 年能登半島地震の被災地域における役務及び工事等の発注に当たっては、上記 12 と同様の配慮に努めるものとする。

第3 新規中小企業者及び組合の活用に関する事項

1 新規中小企業者の受注機会の増大のために講ずる具体的な措置

当センターは、新規中小企業者及び組合の受注機会の増大を図るため、基本方針に則すとともに、次のとおり取り組むものとする。

(1) 過去の実績を過度に求めない運用、見積先の柔軟化の推進

役務及び工事等における一般競争入札等において、契約の履行の確保に支障がない限り、過去の実績を過度に求めないものとする。

なお、少額の随意契約を行う際には、見積先が固定化しないよう配慮するとともに、調達実績の少ない新規中小企業者からも見積書を取得するよう努めるものとする。

(2) 競争参加者の資格等の弾力的運用

競争参加者の資格設定に関し、調達先に専門的な技術、資格を必要としない等の場合であって、契約の履行の確保に支障がないと認められる限り、入札参加者の確保が図られるときには、下位等級者の参加が可能となるような弾力的な運用に努めるものとする。

(3) 新規中小企業者からの相談体制

財務会計課の「官公需相談窓口」において、新規中小企業者からの相談に適切に対応する。

2 組合の受注機会の増大のために講ずる具体的な措置

官公需適格組合を始めとする事業協同組合等の受注機会の増大を図るため、基本方針に則すとともに、官公需適格組合制度に関し、活用事例を参考として、総合点の算定方法に関する特例が講じられていること等を把握した上で取り組むものとする。

第4 その他、中小企業者の受注機会の増大に関し必要な事項

1 推進本部の設置

中小企業者の受注機会の増大のために推進本部を設置し、その体制は以下のとおりとする。

【推進本部】

本部長：財務会計課長

本部員：財務会計課長補佐（予算担当）

：財務会計課長補佐（調達担当）

2 制度運用に係る作業環境の整備

新規中小企業者の調達実績の把握やみなし大企業の確認等の制度運用状況を適切に把握し、効率的な確認作業等が可能となる作業環境の整備（事業者からの報告様式の作成等）を図る。

附則

本方針は、官公需法第5条第3項に基づき速やかに公表する。